

県立学校長 殿

岡山県教育庁保健体育課  
( 公 印 省 略 )

令和2年度における児童生徒等の健康診断の実施等に係る対応について

このことについては、「新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた学校保健安全法に基づく児童生徒等及び職員の健康診断の実施等に係る対応について（令和2年3月25日付け、保健第395号）」により通知しているところですが、今般の県内の感染状況等を踏まえ、児童生徒等の健康診断の実施等については、次のとおり取扱うこととしたので、適切に対応願います。

記

- 1 児童生徒等の定期の健康診断（学校保健安全法第13条第1項）の実施について  
児童生徒等の定期健康診断は、地域における新型コロナウイルス感染症の影響の程度等をよく考慮して、実施時期、実施体制等を学校医等に相談の上、6月30日までの実施にこだわることなく、当該年度末までの間に、実施すること。  
なお、各種検査・検診については、感染症予防策を講じて、実施するものとするが、次に掲げるものについては、実施時期の延期も含めて学校医等と十分な協議の上、実施すること。
  - （1）内科検診
  - （2）眼科検診
  - （3）耳鼻咽喉科検診
  - （4）歯科検診
  
- 2 実施に際しての留意事項について
  - （1）健康診断の実施前後には、児童生徒等の石けんによる手洗いを徹底すること。
  - （2）健康診断当日の児童生徒等の健康状態の確認を徹底し、かぜ症状等体調が良くない場合は受診を控えること。
  - （3）健康診断の会場は、窓を大きく開け、換気を十分に行うこと。その際には、2方向の窓を同時に開放すること。
  - （4）一度に多くの児童生徒等を検診会場に入れしないこと。会場の広さを十分に確保し、お互いの距離を1メートルから2メートル程度空けるなどして、人の密度を減らすこと。

### 3 その他

児童生徒等の定期の健康診断について実施を延期する場合は、特に、日常的な健康観察等による児童生徒等の健康状態の把握に一層努め、健康上の問題があると認められる場合は、健康相談や保健指導等を実施し、適切に支援すること。

**【本件問い合わせ先】**

県教育庁保健体育課 健康・安全教育班 電話(086)226-7591

保 健 第 17 号  
令和2年4月10日

関 係 各 課 ( 室 ) 長  
市町村(組合)教育委員会教育長 殿

岡山県教育庁保健体育課長  
( 公 印 省 略 )

令和2年度における児童生徒等の健康診断の実施等に係る対応について

このことについて、別紙写しのとおり、県立学校長あて通知いたしましたので、情報提供いたします。

**【本件担当】**

岡山県教育庁保健体育課 健康・安全教育班  
電話(086)226-7591

保健第 17 号  
令和 2 年 4 月 10 日

県立学校長 殿

岡山県教育庁保健体育課  
( 公 印 省 略 )

令和 2 年度における児童生徒等の健康診断の実施等に係る対応について

このことについては、「新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた学校保健安全法に基づく児童生徒等及び職員の健康診断の実施等に係る対応について（令和 2 年 3 月 25 日付け、保健第 395 号）」により通知しているところですが、今般の県内の感染状況等を踏まえ、児童生徒等の健康診断の実施等については、次のとおり取扱うこととしたので、適切に対応願います。

記

1 児童生徒等の定期の健康診断（学校保健安全法第 13 条第 1 項）の実施について

児童生徒等の定期健康診断は、地域における新型コロナウイルス感染症の影響の程度等をよく考慮して、実施時期、実施体制等を学校医等に相談の上、6 月 30 日までの実施にこだわることなく、当該年度末までの間に、実施すること。

なお、各種検査・検診については、感染症予防策を講じて、実施するものとするが、次に掲げるものについては、実施時期の延期も含めて学校医等と十分な協議の上、実施すること。

- (1) 内科検診
- (2) 眼科検診
- (3) 耳鼻咽喉科検診
- (4) 歯科検診

2 実施に際しての留意事項について

- (1) 健康診断の実施前後には、児童生徒等の石けんによる手洗いを徹底すること。
- (2) 健康診断当日の児童生徒等の健康状態の確認を徹底し、かぜ症状等体調が良くない場合は受診を控えること。
- (3) 健康診断の会場は、窓を大きく開け、換気を十分に行うこと。その際には、2 方向の窓を同時に開放すること。
- (4) 一度に多くの児童生徒等を検診会場に入れしないこと。会場の広さを十分に確保し、お互いの距離を 1 メートルから 2 メートル程度空けるなどして、人の密度を減らすこと。

### 3 その他

児童生徒等の定期的健康診断について実施を延期する場合は、特に、日常的な健康観察等による児童生徒等の健康状態の把握に一層努め、健康上の問題があると認められる場合は、健康相談や保健指導等を実施し、適切に支援すること。

**【本件問い合わせ先】**

県教育庁保健体育課 健康・安全教育班 電話(086)226-7591